

平成 26 年 12 月 25 日

1 平成 26 年度庁外施設定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>ウ 契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 契約確認票において、委託契約を随意契約により行うとする理由が不適切なもの及び工事契約を緊急対応が必要なため随意契約とする理由が不適切なものがあった。</p> <p>(生涯学習課：緑が丘文化会館)</p>	<p>委託契約を随意契約により行った理由が不適切なもの及び工事契約で緊急対応が必要なため随意契約とした理由が不適切なものについては、担当者の認識不足により相見積もりをせずに随意契約を行っていたものであり、随意契約の理由も「緊急のため」とのみ記入していたことは、不適切であったと認識しています。</p> <p>今後は適切な契約事務を確実に執行するため、担当者にマニュアル等を熟読の上契約事務を行うよう指導を徹底するとともに、係長および契約担当は契約内容等を精査しチェック機能を強化するなどし、同様の事象を起こすことがないように課内全体で注意徹底していきます。</p>

平成 26 年 12 月 25 日

2 平成 26 年度庁外施設定期監査意見・要望の措置状況

教育委員会事務局

意見・要望事項	措置状況
<p>イ 個別事項</p> <p>(イ) 委託事業の管理について</p> <p>ユネスコ理数教室事業の委託仕様書では、実施報告書の記載事項の一つとして申込人数の記載及び参加者名簿、募集チラシの添付を求めているが、その記載及び添付が行われていなかった。これらは委託事業の成果を検証・評価するためには不可欠なものである。今後は、委託事業の管理及び受託業者への指導を徹底されたい。</p> <p>(生涯学習課：緑が丘文化会館)</p>	<p>今後は、委託仕様書に記載した事項の適正な履行を徹底させるとともに、履行状況のチェックや評価に欠かせない項目について、委託事業の執行管理体制の強化及び受託業者への指導を徹底していく。</p>